

# 退職予定の皆さまへ

## 退職後の医療保険制度について

組合員の皆さまが退職されますと、退職の日の翌日から共済組合の組合員の資格を喪失し、今まで使用していた組合員証を使っての医療給付は受けられなくなります。

そこで、退職後に加入しなければならぬ医療保険制度とその給付内容についてご紹介します。

制度によっては、加入申し込み期限がありますので、遅れないように手続きしてください。

詳しくは、お手元の冊子「私たちの共済組合」の任意継続組合員に係る頁をご覧ください。



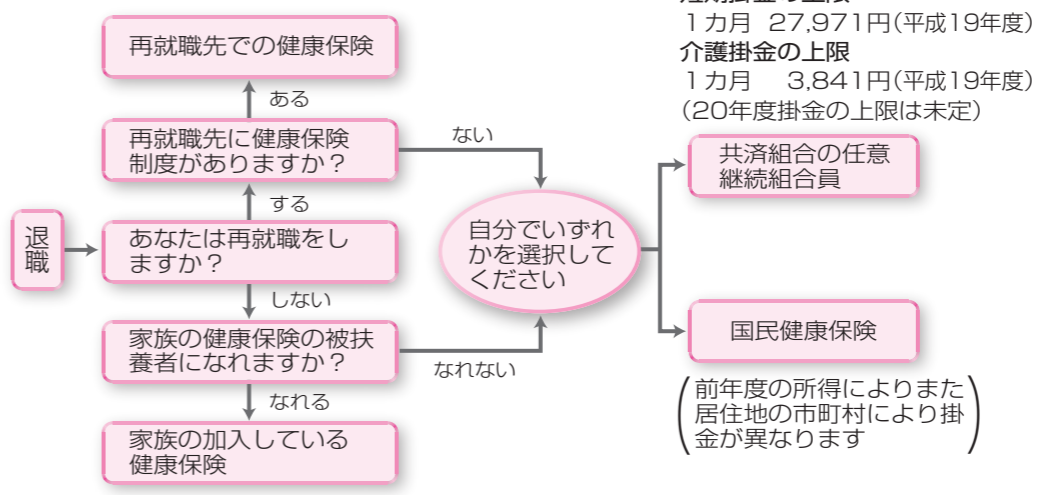
# 再就職しない場合の加入すべき医療保険制度

(※介護掛金は満40歳以上65歳未満の方のみ必要となります)

制度	加入要件・手続き等	給付内容	掛金・保険料
(1) 任意継続組合員 (共済組合の制度)	(1) 加入要件 退職の前日までに引き続き1年以上組合員であった人  (2) 期間 2年間(ただし、取り扱い上、1年更新)  (3) 申請手続き 退職の日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所を経由して提出してください	本人 7割 家族 7割  在職中と同様に短期給付(休業手当金および育児休業手当金、介護休業手当金等を除く)が受けられます	(1) 短期掛金+介護掛金 ①②③のうち、いずれか低い額× $\frac{83}{1000}$ (短期掛金)+ $\frac{11.4}{1000}$ (両掛金率は平成19年度であり、平成20年度は未定) ①退職時の給料 ②55歳以上で組合員期間が15年以上ある場合は退職時の給料の7割の額 ③毎年1月1日の全組合員の平均給料(平成19年度は337,000円、平成20年度は未定) (2) 払い込み方法 月払いと割引制度のある一括払いの2通りがあります
(2) 国民健康保険	国民健康保険法に基づいて市町村が行う地域医療保険です (1) 加入要件 他の保険制度に加入していない人 (2) 申請手続き 退職後14日以内に居住している市町村の国民健康保険担当課へ	本人 7割 家族 7割	保険料(保険税) 居住する市町村ごとに被保険者の所得割・資産割・均等割等によって算出され、市町村によって異なります
(退職者医療)	(1) 加入要件 退職後国民健康保険に加入した人のうち退職共済年金等を受けられる人(老人保健法の適用を受けられるまでの期間) (2) 申請手続き 居住している市町村の国民健康保険担当課へ	本人 7割 家族 7割	保険料
(3) 家族の被扶養者	(1) 加入要件 年間収入が130万円(60歳以上で年金受給者については180万円)未満の人でその家族の収入により生計を維持している人	7割	不要

※平成20年3月まで

### ◆退職後加入する医療保険制度は?



短期掛金の上限  
1カ月 27,971円(平成19年度)  
介護掛金の上限  
1カ月 3,841円(平成19年度)  
(20年度掛金の上限は未定)

共済組合の任意継続組合員

国民健康保険  
(前年度の所得によりまた居住地の市町村により掛金が異なります)

# 組合員と任意継続組合員の共済制度適用区分比較表

種類	組合員		種類	任意継続組合員		種類	任意継続組合員	
	○適用	×不適用		○適用	×不適用		○適用	×不適用
療養の給付	○	○	出産費	○	○	家族出産費附加金	○	○
家族療養の給付	○	○	家族出産費	○	○	埋葬料附加金	○	○
高額療養の給付	○	○	埋葬料	○	○	家族埋葬料附加金	○	○
療養費	○	○	家族埋葬料	○	○	災害見舞金附加金	○	○
家族療養費	○	○	傷病手当金	○	×	入院附加金	○	○
訪問看護療養費	○	○	出産手当金	○	×	結婚手当金	○	○
家族訪問看護療養費	○	○	弔慰金	○	○	一部負担金払戻金	○	○
入院時食事療養費	○	○	家族弔慰金	○	○	保健事業	○	×
入院時生活療養費	○	○	災害見舞金	○	○	貯金事業	○	×
高額療養費	○	○	家族療養費附加金	○	○	貸付事業(高額医療貸付、出産貸付)	○	○
移送費	○	○	家族訪問看護療養費附加金	○	○			
家族移送費	○	○	出産費附加金	○	○			

●手続き等についてわからないことがありましたら、所属所の共済事務担当者または、共済組合までおたずねください。

# 任意継続掛金の払い込み期限

	口座引き落とし	振り込み
①平成20年3月31日付け退職の場合 4月1日から任意継続組合員になった方	4月分 } 4月21日 5月分 } 6月分 } 5月20日 7月分以降は前月の20日引き落とし	4月30日 4月30日 5月30日 以降は前月の末日振り込み
②平成20年4月10日付け退職の場合 4月11日から任意継続組合員になった方 (指定金融機関により①になることもあります。)	4月分 } 4月30日 5月分 } ご自身で納付書にて払い込み 6月分以降は前月の20日引き落とし	4月30日 4月30日 5月30日 以降は前月の末日振り込み

任意継続掛金は、紀陽銀行・農協・近畿労働金の各支店支所(県下のみ)の口座より自動振替を原則としますが、これらの金融機関で口座をお持ちでない方は、ご自身で共済組合に振り込んでいただくこととなります。

また、掛金の引き落とし(自動振替)は、毎月と前納一括払い(割り引きあり)の2種類があり、前納期間は6カ月と1年分の2種類で、任意継続組合員資格申請時に申し出るようになっていきます。

